

農中信託銀行の

遺言信託

(執行コース)

ご 案 内



農中信託銀行



目次

- 農中信託銀行の遺言信託代理店 3
- 遺言でできること 4
- 公正証書遺言とは / お引き受け範囲 5
- 遺言が必要な方 6
- 遺言公正証書の例 7
- 相続に関する知識 9
- 遺言信託(執行コース)のしくみ 11
- 遺言信託(執行コース)の流れ 12
- 費用 13

はじめに

次世代への継承のために

組合員のみなさまにとっての大きな悩み事の一つは次世代への継承対策とされています。

「先祖代々受け継いできた農地や自分自身が築き上げた財産を次世代へどのように引き継ごうか？」

「これまで自分を支えてきてくれた家族にどのような形で感謝の気持ちを表そうか？」などなど。

叶えたいことは尽きないでしょう。

私ども農中信託銀行は、みなさまのこのような想いを形に表すとともに、煩雑な遺言執行をみなさまのご負担とならないよう農中信託銀行が遺言執行者として各種のお手続きを行う「遺言信託(執行コース)」をお勧めいたします。

みなさまのご希望を叶えるには、単に気持ちを表すだけでなく、複雑な法律や納税など残された相続人の方のご負担は想像以上のものとなります。円満な相続実現のためにも確かな知識と経験を持つ農中信託銀行が、遺言書の作成に関するアドバイスからその保管、遺言執行まで責任を持ってお引き受けいたします。

みなさまの想いを実現するため、ひいては次世代の方々のためにも、ぜひとも農中信託銀行の「遺言信託(執行コース)」をご活用ください。

農中信託銀行の遺言信託代理店

組合員のみなさまの想いを
確実に実現するためにお手伝いいたします。

身近なJA・信連※が代理店となっています。
まずは代理店にご相談ください。

先祖から受け継いだ大切な財産、お客様が一生かけて築き上げてきた財産を次の世代に引き継がせたいとお考えのみなさまのお役に立つよう相続一般に関することや、財産に関する遺言書作成のご相談を農中信託銀行と遺言信託代理店であるJA・信連が承っております。作成された遺言公正証書は、農中信託銀行が責任をもって保管し、執行いたします。

お客様



代理店
JA・信連

農中信託銀行



※信連は信用農業協同組合連合会の略称です。
※代理店とは、農中信託銀行と遺言信託代理店
契約を結んだJA・信連をいいます。

遺言でできること

遺言は円滑な相続のお役に立ちます。

遺言でできること

①相続に関すること

- ・法定相続分と異なる割合の指定
- ・相続人ごとに相続させる財産の特定
- ・遺産分割の禁止(5年以内)
- ・生前贈与、遺贈の持戻しの免除
- ・遺留分侵害額の負担者の指定
- ・遺言執行者の指定、または指定の委託
- ・祭祀主宰者の指定



②財産の処分に関すること

- ・第三者への遺贈(遺言により財産を与えること)
- ・社会に役立てるための寄付
- ・財産の保全、または収益の有効活用のための信託の設定

③身分に関すること

- ・子の認知
- ・未成年後見人、または後見監督人の指定
- ・推定相続人の廃除、またはその取り消し

公正証書遺言とは / お引き受け可能な範囲

安心できる公正証書遺言

公正証書遺言

- ・ 遺言者が公証役場で、公証人に対して遺言の内容を口授します。公証人はその内容を書面にし、遺言者、公証人および二人以上の証人がこれに署名・押印して作成します。
- ・ 法律の専門家である公証人が作成するため形式上の不備のない遺言となり、無効となるおそれはなく、また、偽造や変造、隠匿、紛失の危険性もありませんので安心です。公証人は、法務大臣に任命された法律の専門家です。
- ・ 遺言者が公証役場に出向けない場合は、公証人の出張によって遺言書を作成することもできます。

農中信託銀行がお引き受けできる範囲

- ・ 農中信託銀行がお預かりするのは、遺言公正証書です。
- ・ 信託銀行は、法律によって財産に関する遺言執行のみが認められており、身分に関する事項についてはお受けすることができません。
- ・ 遺言執行の対象となる財産につきましては、遺言の内容にしたがって農中信託銀行が執行できる範囲内とさせていただきます。
- ・ ご相談の内容によってはお引き受けが難しい場合もありますので、詳しくは農中信託銀行にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

遺言が必要な方

次のような方々に、遺言がお役に立ちます。

遺言は法定相続に優先します。
遺言書を作成する方が毎年増えています。

① 農業後継者など跡取りの方に多く相続させたい方

農地などは分割すると農業経営がなりゆかないような場合もあります。遺言により後継者へ農地を承継し、農業経営の基盤を引き継ぐことができます。

② 相続争いを未然に防ぎ、円滑に遺産分割を済ませたい方

相続について特段問題がなさそうでも、一旦相続が発生するとご遺族が互いに争うこともあります。また、相続税には、相続税の申告期限内に遺産分割協議を済ませておく必要がある特例※(物納、農地の相続税の納税猶予等)もありますが、遺言を作っておけば法定相続より優先され、手続きを進めるうえでお役に立ちます。

※税法上の特例については、ほかにもさまざまな条件があります。農中信託銀行またはお近くのJAでも承りますが、詳しくは税理士等専門家にご相談ください。

③ お借入れのある方

相続対策のための賃貸住宅建設資金の債務やその担保となっている土地建物などを、特定の方に円滑に承継させたい方は、是非遺言の活用をご検討ください。

④ お子さまのいないご夫婦

配偶者への配慮とご兄弟姉妹との相続関係を円満に対応できるための配慮が必要でしょう。ご夫婦同時に遺言書を作成される方も増えています。

遺言がないと相続人全員による遺産分割協議が必要となります。

遺言公正証書の例

●●〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

本職(公証人)は、遺言者 農協太郎の囑託により、証人〇〇〇〇、証人〇〇〇〇の立ち会いのもとに、次のとおり遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。

第1条

遺言者は、相続開始時に所有する次の不動産を、遺言者の妻 農協稲子(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に相続させる。

(不動産の表示)

(1)土地

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇番〇
地 目 宅地
地 積 〇〇.〇〇㎡

(2)建物

所 在 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地
家屋番号 〇番〇
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階〇〇.〇〇㎡
2階〇〇.〇〇㎡

第2条

遺言者は、相続開始時に有する次の金融資産等を次の者に対して次の割合で相続させる。

(取得者と取得割合の表示)

(1)前記農協稲子に対して5分の2

(2)遺言者の長男 農協一郎(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に対して5分の2

(3)遺言者の二男 農協二郎(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に対して5分の1

ただし、第8条に指定する遺言執行者は、当該財産を適宜の順序、時期および方法により、すべて換金したうえ、換金により得られた金銭を交付することができる。

(金融資産等の表示)

(1)遺言者が次の金融機関等との間で遺言者名義の預託契約等を締結している

預貯金、金銭の信託、株式、公社債、投資信託、預け金、その他預託財産の全ておよびこれに関する未収配当金その他の一切の権利
(金融機関等の表示)

- ①〇〇農業協同組合〇〇支店
- ②〇〇銀行〇〇支店
- ③〇〇信託銀行〇〇支店
- ④〇〇証券〇〇支店
- ⑤その他遺言者名義で契約する金融機関等

～中略～

第5条

遺言者は、遺言者および祖先の祭祀を主宰すべき者として前記農協一郎を指定する。

～中略～

第8条

遺言者は、この遺言の実現のため遺言執行者として次の者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者にその任務を行わせることができる。

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
農中信託銀行株式会社

～中略～

本旨外要件

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

農業

遺言者 農協太郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記の者は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

～以下省略～

相続に関する知識

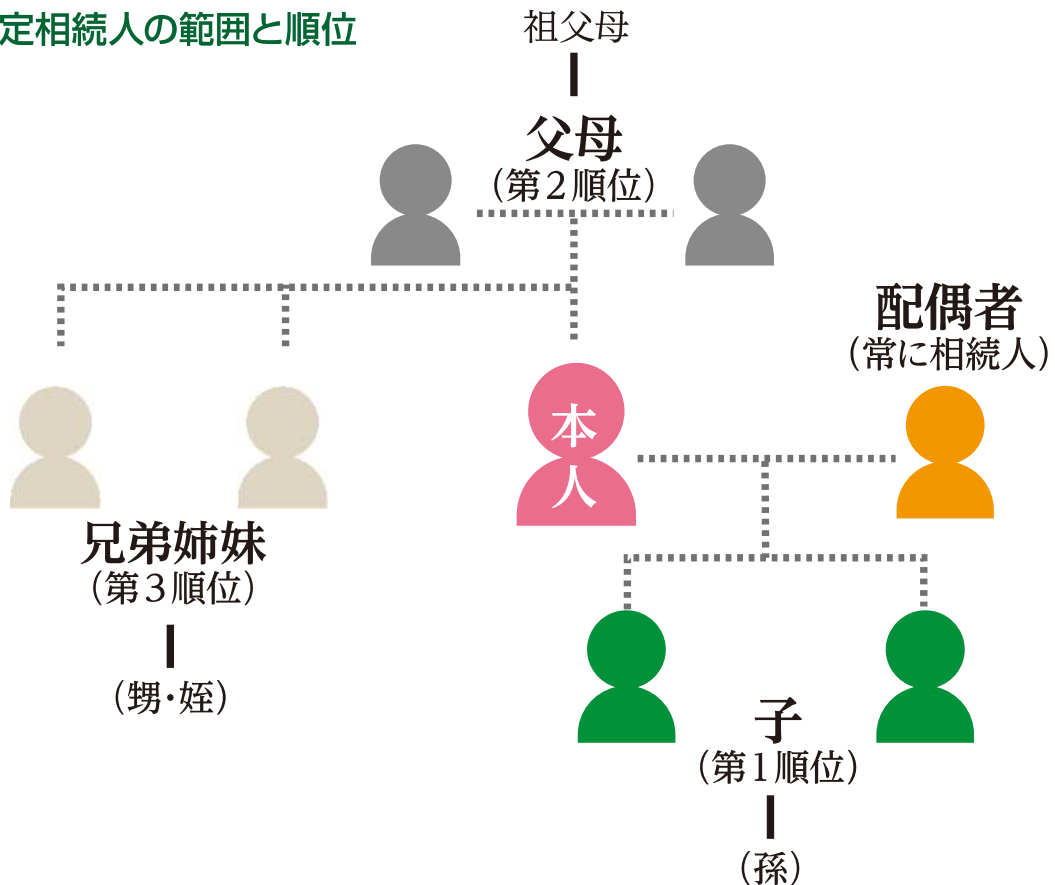
法定相続とは

① 法定相続人の範囲と順位

配偶者は常に相続人となりますが、血族相続人は子→直系尊属→兄弟姉妹の順で相続人となります。

※子(第1順位)がない場合に直系尊属(第2順位)が、子も直系尊属もない場合には兄弟姉妹(第3順位)が相続人となります。

● 法定相続人の範囲と順位



② 法定相続割合

相続人の相続割合は民法で定められており、配偶者と血族相続人の組み合わせにより相続分は異なります。

※子が死亡していても孫がいる場合には子の代わりに孫が相続します(これを代襲相続といいます)。兄弟姉妹についても同様に甥・姪が相続します。

③ 遺留分

相続人が当然取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分を「遺留分」といいます。生前贈与・遺言でこの遺留分を侵害してもその贈与・遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、その侵害された部分を請求できます。遺留分を侵害された場合、従来は原則現物での返還を請求せざるを得ませんでした。民法改正により、その施行日(2019年(令和元年)7月1日)以降に開始した相続に関しては、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することになりました。遺留分の具体的な割合は下表をご覧ください。

●法定相続分と遺留分の割合(相続財産に対する割合)

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部	1 / 2
配偶者と子	各1 / 2	各1 / 4
配偶者と直系尊属	(配偶者) 2 / 3	1 / 3
	(直系尊属) 1 / 3	1 / 6
配偶者と兄弟姉妹	(配偶者) 3 / 4	1 / 2
	(兄弟姉妹) 1 / 4	なし
子のみ	全部	1 / 2
直系尊属のみ	全部	1 / 3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

※実子と養子の相続分は同じとなります。

④ 特別受益

遺贈、婚姻・養子縁組のため、または生計の資本として生前贈与があった場合、その特別な利益を受けた人は遺産分割に際し、相続開始時の相続財産額(遺贈される財産を除く)に、その遺贈・贈与の価額(「特別受益分」といいます)を加えて、各相続人の相続分が計算されます。これは、相続人の間で不公平にならないようにするためです。

⑤ 寄与分

共同相続人のうち、遺言者の事業に関する労務の提供、財産上の給付、療養看護などにより、被相続人の財産の維持・形成に特別に寄与した人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議を経たうえで、寄与分として遺産の中から相当分を取得することができます。相続人全員による協議が調わない場合、家庭裁判所に申述し、審判してもらうこともできます。遺言で相続分の配慮しておくのもひとつの方法です。

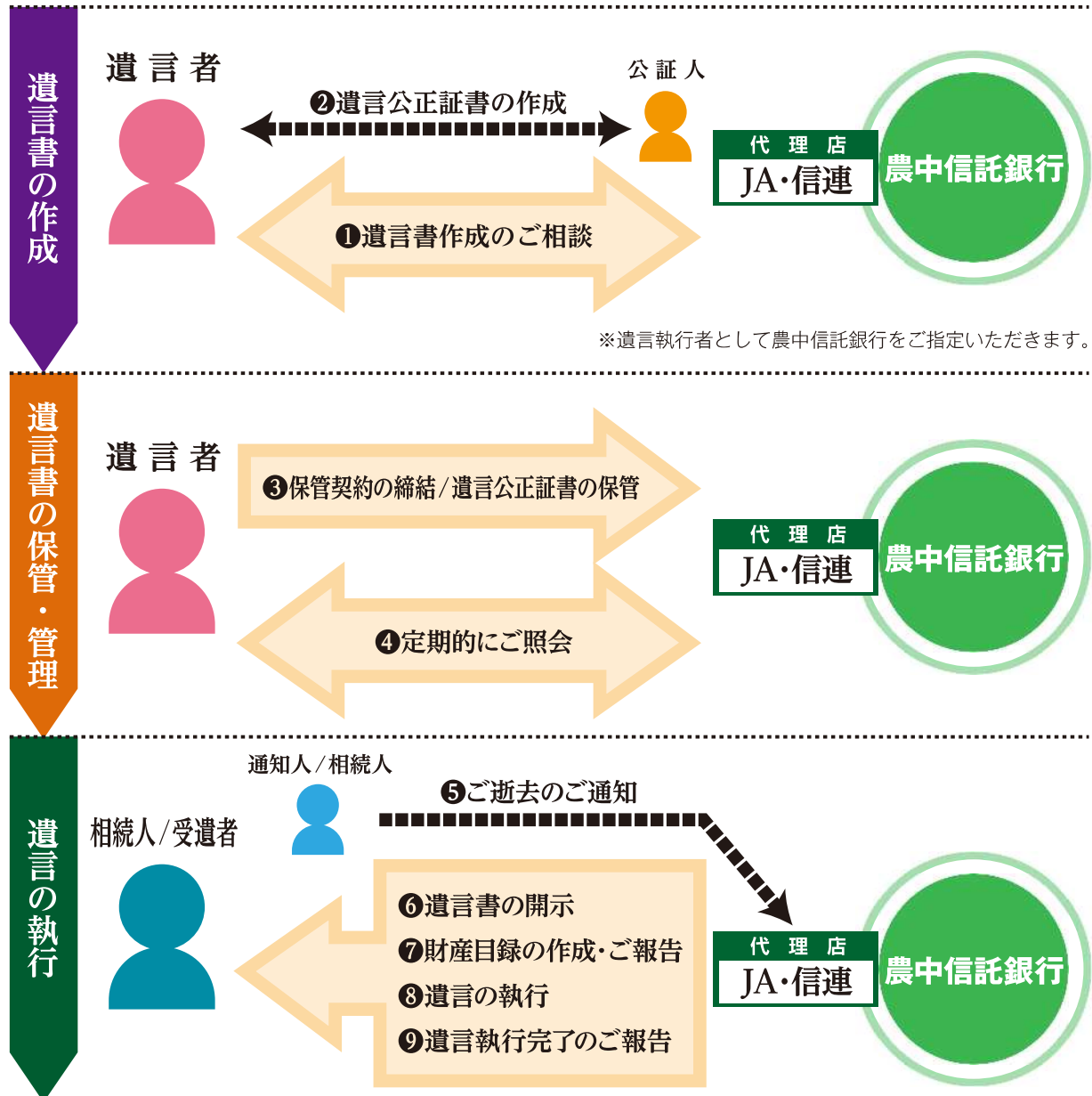
⑥ 特別寄与料

相続人以外の親族(例:子の配偶者)は、被相続人の介護等を行っても、従来は相続人ではないため、相続財産を取得することはできませんでしたが、民法改正により、その施行日(2019年(令和元年)7月1日)以降に開始した相続に関しては、一定の要件のもとで相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。

遺言信託(執行コース)のしくみ

事前のご相談から遺言書の保管まで、
安心してお任せください。

代理店とは：農中信託銀行と代理店契約を結んだJA・信連



- ・ 信託銀行は、財産に関する遺言書であっても、遺言執行者へ就職する前に、既に法的紛争が生じている等、遺言執業務を遂行することが、著しく困難であると認められる場合には、遺言執行者に就職しない場合があります。

遺言信託(執行コース)の流れ

1	遺言書作成のご相談	農中信託銀行財務コンサルタントと代理店の担当者が遺言のご趣旨やご家族の構成、財産の明細、推定相続人および受遺者のお名前、ご住所などを確認させていただきます。
2	遺言公正証書の作成	組合員のみなさまのご趣旨を適切に表現した文案をご案内いたします。その上で、公証役場にて遺言公正証書の作成を行っていただきます。
3	遺言公正証書のお預かり	作成された遺言公正証書の保管契約を締結し、遺言公正証書の正本と謄本を農中信託銀行で保管させていただきます。 <small>※お預かりした遺言公正証書は、当社が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することがあります。</small>
4	定期的にご照会	定期的に遺言内容、財産、相続人の変動など、書換えの必要の有無をご照会し、必要に応じて変更のアドバイスをさせていただきます。
5	ご逝去のご通知	万一遺言者をご逝去されました際には、予めご指定いただいた通知人の方(または相続人)から代理店へお知らせいただきます。
6	遺言書の開示	相続人および受遺者のみなさまに農中信託銀行がお預かりしていた遺言公正証書を開示し、遺言執行者への就職、執行手続きについてご説明いたします。
7	財産目録の作成・ご報告	相続財産の財産目録(遺言執行対象財産について)を作成して相続人および受遺者のみなさまにご報告いたします。
8	遺言の執行	農中信託銀行がお預かりしていた遺言公正証書の内容に沿って名義変更、各種相続手続き、財産の引渡し手続きなどをいたします。
9	遺言執行完了のご報告	遺言執行が完了いたしましたら、相続人および受遺者のみなさまにご報告いたします。

費用

遺言信託に関する費用等のご案内

遺言信託(執行コース)取扱手数料・遺言執行報酬

(2022年4月1日現在)

●遺言書保管時

- ・取扱手数料 **165,000円**(消費税等10%込み)
- ・変更取扱手数料 **55,000円**(消費税等10%込み)
(農中信託銀行でお預りしている遺言書を書換え、新たに保管する際)

●遺言執行手続き完了時

- ・遺言執行報酬として………

相続税評価額による執行対象財産額に下記の率を乗じた額(円未満切捨て)の合計額(千円未満切捨て)に1.10を乗じた額(消費税等10%込み)

- ①農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預け入れ
またはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、
建物更生共済等の共済契約等に対して **0.3%**
- ②その他の財産に対して(消極財産を含みません)
 - 5,000万円以下の部分 **2.0%**
 - 5,000万円超1億円以下の部分 **1.5%**
 - 1億円超2億円以下の部分 **1.0%**
 - 2億円超3億円以下の部分 **0.8%**
 - 3億円超5億円以下の部分 **0.6%**
 - 5億円超10億円以下の部分 **0.5%**
 - 10億円超の部分 **0.3%**

※遺言執行報酬の最低報酬額は、1,100,000円(消費税等10%込み)とさせていただきます。

●上記の他、次の諸費用もお客様のご負担となります。

- ①戸籍謄本等お取り寄せ費用
- ②遺言公正証書作成の公証人手数料
- ③不動産相続登記等名義変更の費用
- ④預貯金等残高証明書交付手数料
- ⑤相続税申告等にかかる税理士報酬
など

●遺言信託に必要となる主な書類

- ・戸籍謄本など(遺言者本人・推定相続人・受遺者)
- ・不動産登記簿謄本および固定資産税評価証明書等の不動産関係書類
- ・預貯金・有価証券・その他保有財産に関する書類
- ・印鑑証明書(遺言者本人・通知人)など

●遺言公正証書作成の公証人手数料【ご参考】

(2022年4月1日現在)

	目的の価格	手数料
遺言公正証書の作成	100万円まで	5,000円
	200万円まで	7,000円
	500万円まで	11,000円
	1,000万円まで	17,000円
	3,000万円まで	23,000円
	5,000万円まで	29,000円
	1億円まで	43,000円
	1億5千万円まで	56,000円
	2億円まで	69,000円
	2億5千万円まで	82,000円
	3億円まで	95,000円
	3億円を超え10億円まで	超過額5,000万円までごとに11,000円加算
10億円を超える場合	超過額5,000万円までごとに8,000円加算	

【注】1)手数料は相続人・受遺者ごとに計算します。

2)遺言の目的の価格の合計が1億円までの場合は、遺言加算として11,000円が加算されます。

3)公証人に出張を求めた場合は、割増料金になります。

■計算例 1億円の財産の場合

相続人1人が全額相続したとき

43,000円+正本・謄本代約3,000円+遺言加算11,000円=約**57,000円**

相続人2人が5,000万円ずつ相続したとき

29,000円×2+正本・謄本代約3,000円+遺言加算11,000円=約**72,000円**



●さらに詳しくお知りになりたい方は、下記代理店にご相談ください。

遺言信託 代理店

福島さくら農業協同組合